

的場委員（民主県政会）

令和6年3月6日

教育長答弁実録

（教育委員会）

（問）教育現場における働き方改革について

病気や心の病で病休・休職している教職員の状況や教育現場における時間外の実態と課題について、教育長に伺う。また、実態と課題を踏まえて、今後どのように学校現場の「働き方改革」を進めていくのか、併せて教育長に伺う。

（答）

病気休暇を取得した教員数につきましては、国に報告している1か月以上の取得者で申し上げますと、令和4年度は237人となっており、このうち精神疾患によるものは、133人となっております。

また、病気休職となった教員数は、121人となっており、このうち、精神疾患によるものは86人となっており、近年同程度で推移しております。

長期にわたる病気休暇や病気休職が生じた場合には、代員を配置し、学校現場に支障が生じないよう努めているところでございます。

昨年6月に本県が実施した「教員勤務実態調査」の結果におきましては、平成30年に実施した前回調査と比べ、全ての校種におきまして教員全体の在校等時間が減少傾向にあります。

- ・ 依然として、週当たりの在校等時間が60時間以上の教員が一定数いるといった実態や、
- ・ 多くの教員が、「事務的業務」や「成績処理業務」に特に負担を感じているといった課題などが明らかとなったところでございます。

教育委員会といたしましては、こうした状況を踏まえ、次年度におきましては、特に、教員の業務をサポートする人材の配置拡充やデジタルを活用した業務改善などに取り組むこととしており、引き続き、効率的かつ効果的な取組を着実に実施し、学校における働き方改革を一層推進してまいります。